

中国における商標制度概観, 判例紹介, 類否判断

平成15年度国際活動センター産業競争力部会 第4部会*

国際活動センターの産業競争力部会は、主として模倣品からわが国の産業を保護するために諸外国の法制度や実務等を会員に公表するための部会です。第4部会は商標を担当し、この原稿は平成16年3月2日～3日に北京で開催した第15回中日専利代理人弁理士交流会の際研究した内容に基づいて補筆したものです。会員の皆様に役立てば幸いです。

目次

I. 中国における商標制度概観

1. はじめに
2. 商標登録出願
3. 審査
4. 付与前異議申立
5. 商標管理
6. 商標権侵害
7. 存続期間と更新
8. 商標権の移転
9. 使用許諾
10. 商標審判
11. 著名商標の保護

II. 中国商標判例紹介

- A. LG 事件
- B. 「統一」vs. 「統士」事件

III. 中国における商標の類否判断基準

I. 中国における商標制度概観

1. はじめに

中国の商標制度は、法律である「商標法」、行政法規である「商標実施条例」に止まらず、「商標審判規則」等の部門規章、さらには、「商標民事紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈」等の司法解釈などにより基礎づけられている。このため中国の商標制度は、本来ならば、多岐に亘る部門規章や司法解釈等を詳細に検討しなければならないが、紙面の都合上、制度の概略を述べることにする。

なお、今日における中国における商標登録出願の件数の増加は目覚ましいものがある。2003年における中国の出願件数は、前年比21.5%増の45万件とのことであり、これに対し、日本の出願件数は、およそ12万件であり、中国市場の拡大や先取りの出願からの防衛

等の要因が容易に想起しうる。

2. 商標登録出願

商標専用権（我が国における「商標権」に相当する。以下、「商標権」という。）を取得するためには、国务院の工商行政管理部門商標局（以下、「商標局」という。）に商標登録出願をする必要がある。もともと、煙草等の国が登録商標を使用しなければならないと規定する商品については、商標登録出願が強制される。なお、出願日については、到達主義を採用しているため、商標局が出願書類を受領した日となる点に注意を要する。

ここで、商標登録出願に必要とされる書類として、願書、商標見本その他の書類がある。願書には、第1類から第45類のいずれか一の区分を指定し、具体的な商品名・役務名を記載しなければならない（一商標一出願の原則）。ニース協定に基づく国際分類第8版を採用し、一出願一区分制を採用している。また、指定商品・指定役務の包括的表示は認められず、商品名・役務名が「類似商品役務区分表」に例示されていない場合には、その新しい商品・役務を説明する必要がある。なお、指定商品又は指定役務の数が10を超える場合には、超えた1商品・役務毎に出願登録料が加算される。

商標見本に、商標を表示することとなるが、商標の構成要素として、文字等のほか立体的形状・色彩の組合せも認められている。商標が平仮名、片仮名やローマ文字等の外国語からなる場合やこれを含む場合には、

* 飯島紳行, 木村三朗, 中島知子

その意味を説明する必要がある、立体商標・色彩の組合せ商標の場合には、その旨を願書中表示するとともに、立体的形状を認識し得る見本・文字による説明が必要とされる。

その他の書類の提出等として、委任状の提出、登録料を含む出願登録料の納付、団体商標や証明商標の出願をする場合には資格証明書や商標管理規則の提出、さらに、優先権主張を伴う場合には出願日から3ヵ月以内の優先権証明書の提出等が必要となる。

3. 審査

審査において、まず、出願書類及び出願手続が完備している場合に、出願書類を受理し、出願日が認定され、出願受理通知がなされるのに対し、完備していない場合には、出願不受理通知がなされる。また、基本的に完備しているが補正を必要とする場合には、補正命令の対象となり、補正指示通知の受領から30日以内に補正書を提出したときには、出願日が維持される。一方、応じないときには、出願の放棄となる。なお、補正命令の対象として、指定商品又は指定役務の記載不備も該当する。

次に、先願に係る他人の登録商標又は初歩審査された商標と抵触しないか、自他商品識別力を有しているか、公益的な観点から使用が禁止されている商標ではないか、著名商標と誤認・混同を生じさせるものではないか等について審査され、これらを具備している場合には、商標局により初歩審査され、公告される。一方、具備していない場合には、商標局により拒絶査定され、公告されることはない。もっとも、一部の指定商品又は指定役務につき、先願に係る他人の登録商標等と抵触する場合には、補正命令の対象となり、抵触する指定商品を削除補正したときには、補正後の内容で初歩審査され、公告される。一方、応じないときには、拒絶査定されることとなる。なお、出願分割の制度はない。

ここで、商標局の拒絶査定に対して不服がある出願人は、その通知の受領日から15日以内に商標審査委員会に審判請求することができ、さらに、商標審査委員会の決定に不服のある出願人は、その通知の受領日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

4. 付与前異議申立

初歩審査され、公告された商標に対しては、何人も公告日から3ヵ月以内に商標局に異議申立することができる。

しかし、かかる出願公告期間内に申立てがされるとき又は異議申立が不成立のときには、商標登録し、商標登録証が交付され、公告される。なお、出願時に出願登録料を納付してあることから、登録に際しての設定登録料の納付は不要である。


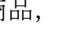
ここで、出願公告期間内に申立てがされたときには、商標局が審査し、裁定を下すが、商標局の裁定に対して不服がある異議申立人及び被異議申立人は、その通知の受領日から15日以内に商標審査委員会に審判請求することができ、さらに、商標審査委員会の決定に不服のある異議申立人及び被異議申立人は、その通知の受領日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

5. 商標管理

5-1 商標登録証

商標登録を受けると、商標登録証が交付されるが、かかる商標登録証は、権利の存在を証明する書面であり、登録後の各種手続において必要とされるものである。これに止まらず、商標登録証を返納しなければならない場合等もあり、さらには、偽造又は変造した場合には、刑法上の国家機関証明文書偽造・変造罪又はその他の刑事責任が追及されることとなる。このため商標登録証は大切に保管しておく必要がある。

5-2 登録表示

商標権者は「注册商标」(登録商標の意)又は「」や「」(登録マーク)表示する権利を有し、商品、商品の包装、商品説明書等に任意的に表示することができる。ただし、登録マークは、商標の右上端又は右下端に表示する必要がある。

なお、登録商標ではないのにも拘らず登録商標と偽っている場合には、地方工商行政管理部门により差止められ、是正命令が下され、かつ、警告又は罰金を科されることとなる。

5-3 名称・住所等の変更

法人等の名称変更や住所変更等があった場合には、

商標局に変更申請書を提出しなければならない。名称変更の場合には、関係登録機関により出された変更証明書類の提出が必要とされる。申請手続は、申請の審査を受け、許可の後、証明書が交付され、公告される。また、類似範囲内の商標権の一括変更が必要とされる。

6. 商標権侵害

商標権者の許諾を得ずに指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務について登録商標と同一又は類似する商標を使用する行為、侵害する商品の販売行為や侵害する役務の提供行為、他人の登録商標の偽造行為・無断製造行為・これらの販売行為、商標権者の許諾を得ずに登録商標を取り換えて再度市場に流通させる行為、その他、商標権者に損害を与える行為などは、商標権の侵害行為となる。

かかる商標権侵害行為に対しては、まずは、当事者の協議により解決を図るが、不調不能の場合には、人民法院に訴えを提起する司法ルートその他、工商行政管理部門に処理を請求する行政ルートがある点に特徴がある。

7. 存続期間と更新

商標権の存続期間は、登録日から10年とされ、10年毎に更新できる。更新申請は、商標局に更新申請書を存続期間の満了前6ヵ月から満了日までの更新期間内に提出しなければならない。ただし、同期間内に提出できない場合であっても、理由の如何を問わず、満了日から満了後6ヵ月の延長期間内に提出することができる。申請の審査は、実体的登録要件について審査されることはなく、方式的な審査を受け、許可の後、更新登録証が交付され、公告される。

8. 商標権の移転

商標権は、移転することができる。

商標権を譲渡する場合には、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同で商標局に登録商標譲渡申請書を提出しなければならない。申請手続は、譲受人が行い、申請の審査を受け、許可の後、証明書が交付され、公告される。そして、公告日から移転の効力が発生し、譲受人は品質保証義務を負う。ここで、注意を要するのは、類似範囲内の商標権の一括譲渡が必要とされ、また、誤認混同等が生ずるおそれのある場合には、許

可されない。

また、商標権を相続等する場合には、承継人は、商標局に関係証明書類を提出して、移転手続をしなければならない。同様に類似範囲内の商標権の一括移転が必要とされる。もともと、商標権者の死亡日又は消滅日から移転の効力は発生しているが、死亡日又は消滅日から1年経過後も移転手続をしていない場合には、何人も商標局に登録商標の抹消登録申請をすることができる。

9. 使用許諾

商標権者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾する場合は、契約締結から3ヵ月以内に許諾者が商標局に使用許諾契約の届出をしなければならない(届出義務)。もともと、届出がなくとも契約の効力は発生しているが、第三者に対抗することができない。

また、使用許諾により、許諾者は品質監督義務を負い、また、被許諾者は品質保証義務を負う。さらに、被許諾者は使用する商品に被許諾者の名称及び商品の産地を表示しなければならない(表示義務)。そして、かかる表示義務に違反した場合には、工商行政管理部門により是正命令がなされ、応じない場合には、商標・商品の没収廃棄の処分が行われることとなる。

なお、使用許諾は、独占的使用許諾、排他的使用許諾及び通常的使用許諾の三種類あるが、契約条項により再使用許諾(サブライセンス)も認められる。

10. 商標審判

商標評審委員会による審判として、上述した、「商標局の拒絶査定に対する不服審判」、「商標局の異議裁定に対する不服審判」の他、無効審判に相当する「登録商標の取消審判」、「商標局の取消決定に対する不服審判」等がある。

10-1 登録商標の取消審判

登録商標の取消審判は、わが国の無効審判に相当し、請求理由により請求人適格や請求期間が異なる。なお、商標評審委員会の決定に不服のある当事者は、その通知の受領日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

登録商標が、商標法第10条・第11条・第12条に違

反して登録を受けた場合、また、欺瞞的手段又はその他の不正手段によって登録を受けた場合に、事業単位又は個人は、期間の制限なく商標評審委員会に審判請求することができる。

登録商標が、商標法第13条・第15条・第16条・第31条に違反して登録を受けた場合に、商標権者又は利害関係人は、登録日から5年以内に商標評審委員会に審判請求することができる。ただし、悪意で登録を受けた場合に、著名商標の所有者は、5年の期間の制限を受けない。

先願商標権者は、後願に係る他人の登録商標が自己の登録商標と同一又は類似する商品について同一又は類似する商標であると認める場合に、登録日から5年以内に商標評審委員会に審判請求することができる。

10-2 不使用取消請求

不使用を理由とする取消は、まず、商標局に対する取消請求をし、その後、不服がある当事者が、商標評審委員会に決定の取消審判を請求することとなる。

具体的には、継続して3年間登録商標を使用していない場合には、何人も商標局に対して登録商標の取消を請求ことができ、商標権者はその通知の受領日から2ヵ月以内に取消請求前の登録商標の使用証拠又は不使用の正当理由の説明を提出する必要がある。なお、使用権者の使用も登録商標の使用となる。その結果、使用証拠を提出しない場合や提出したが使用証拠が有効ではない場合、正当理由がない場合には、商標局により商標登録が取り消されることとなる。かかる、商標局の取消決定に対して不服がある当事者は、その通知の受領日から15日以内に商標評審委員会に審判請求ことができ、さらに、商標評審委員会の決定に不服のある当事者は、その通知の受領日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

11. 著名商標の保護

商標登録の出願段階、審判段階、侵害事件の段階で紛争が生じた場合に、商標局、商標評審委員会、人民法院に著名商標の認定請求をすることができる。当事者が請求する場合には、著名性を立証する証拠を提出する必要があるが、公衆への知名度・使用継続期間等を考慮し、著名商標の認定がされる。その結果、著名商標と認定された場合には、商標法第13条の規定に違

反する著名商標と誤認・混同を生ずる商標の登録は拒絶・取消され、さらには使用が差止められる。なお著名商標の認定は、当該案件にのみ適用され、対世的効力を有するものではない。

参考文献

谷口由記翻訳・監修・解説、関口美幸翻訳「日中対訳 中国知的財産権法令集」株式会社アイ・ピー・エム 2003年発行
村尾龍雄等共著「模倣対策マニュアル中国編」日本貿易振興会経済情報部 2003年発行

岩井智子著「改正 中国商標法」経済産業調査会出版部 2003年発行

知的財産研究所編「中国知的財産保護の新展開」雄松堂出版 2003年発行

張輝・韓登營編「中国知的財産権ハンドブック」東京布井出版 1999年発行

II. 中国商標判例紹介

A. 「LG」事件

1. 北京市高級人民法院（2001）高知初字第67号

原告：北京市藍光電梯公司

被告：LG産電株式会社（韓国）

LG電子株式会社（韓国）

事件：商標「LGと図形」商標の専用権侵害紛争事件

判決：2002年7月11日

2. 事件の概要

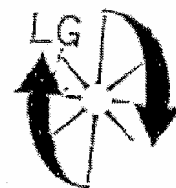
(1) 北京市藍光電梯公司（以下藍光電梯という）はエレベーターの中心部分(部品)の製造とエレベーターの修理・保守を業とする会社であって、次の商標を登録し、使用している。

登録番号 第560974号

登録日 1991年8月10日

更新登録 2001年8月10日

指定商品 第7類 エレベーター



(2) LG産電株式会社はLG電子株式会社の関係会社であって（以下両者を合わせてLG電子という）、LG電子株式会社が登録した次の商標の使用許諾を受けて、中国でエレベーターの製造販売を行っている。



登録 958222 号、
第 1478570 号:

登録番号 第 958222 号
登録日 1997年 3月 7日
指定商品 第 7類 昇降機 (エレベーター),
エスカレーター等

登録番号 第 1478570 号
登録日 2000年 11月 21日
指定商品 第 7類 エレベーター, リフト
エスカレーター等

なお、LG 電子の商標は韓国において第 333617 号、第 350608 号等として登録されており、韓国においてエレベーター等を含む各種商品について使用されており、需用者間に周知されており (筆者が韓国の弁理士に確認した)、中国に於いては商標局から「全国重点商標」と認定され重点的に保護されている (LG 電子の主張)。

(3) 商標局と商標評審委員会における経緯

ア) 商標評審委員会は、藍光電梯の評審申請 (商標法第 41 条第 1 項後段の規定による登録取消裁定の申請) に基づき、2000 年 12 月 28 日に LG 電子の商標第 958222 号の指定商品中エレベーターとリフトについての登録を取り消した。

イ) 藍光電梯は商標評審委員会に対し LG 電子の第 1478570 号についてもその取消を申請した (同上の申請)。現在審理中である。

ウ) 商標局は、LG 電子の商標第 1478570 号の登録をなすに当たり、藍光電梯の商標登録第 560974 号の登録を取り消した (商標法第 41 条第 1 項前段、登録が第 10 条乃至第 12 条の規定に違反して登録された場合、商標局は職権でその登録を取り消すことが出来る)。この取消決定に対し藍光電梯は商標評審委員会に対し不服を申し立て、商標評審委員会は現在審理中である。

(4) 北京市高級人民法院は、次のように述べ、藍光電梯の請求を棄却した。

藍光電梯の商標「LG と図形」の商標と LG 電子の商標「LG と図形」とを対比してみると、藍光電梯の商標には漢字「藍光」の中国語の発音表記であるピンイン「Lang」と「Guang」の頭文字である「L」と「G」が含まれている。

LG 電子の商標「LG と図形」には、英語アルファベッ

トの「L」と「G」が含まれている。

表現の仕方については、藍光電梯の商標中の「L」と「G」は、中国語の漢字発音標記ピンインの書き方で表され、その発音もピンインの発音となる。

他方、LG 電子の商標「LG と図形」中の「L」と「G」は、英語アルファベットの書き方で表され、その発音も英語アルファベットの発音となる。

一方は中国語のピンイン文字であり、他方は英語アルファベット文字であるから言語文字が異なるので、書き方が同一であっても発音が異なるため同一とは認定できない。

藍光電梯の商標「LG と図形」中の図形部分と LG 電子の商標「LG と図形」中の図形部分とは明確に区別でき、従って両者は同一または類似とはならない。

また、全体観察によっても両者は主要部分に於いて区別できる。

従って、藍光電梯の商標「LG と図形」と LG 電子が所有し LG 電産が使用する商標「LG と図形」は、全体的に比較して同一でもなければ類似でもない。

(5) この北京市高級人民法院の判決に対し藍光電梯 (原告) は最高人民法院に上告した。

最高人民法院は、次のように述べ、藍光電梯の商標「LG と図形」と LG 電子の登録商標「LG と図形」の何れが優先するのか、双方併存するのかについて、商標評審委員会に継続している事件の決定が有るまで、手続を中断した。

藍光電梯 (原告) の第 560974 号登録商標「LG と図形」の専用権と LG 電子 (被告) の第 1478570 号登録商標「LG と図形」の専用権は、ともに確定できない状態であるため、本件は前二案の処理結果を根拠とするので、中華人民共和国民事訴訟法第 1 条第 5 項の規定により、本件の訴訟を中断する。

3. 評釈

1) 中国商標局の 1994 年 12 月の「商標審査準則」、2001 年 12 月の「外文商標審査準則」によれば、「普通の字体で書かれたアルファベットの 1 文字または 2 文字で構成され、固有の意味を持たない商標は、商標としての識別性を有しない」とされている。

然るに、本件に於いては、藍光電梯の商標「LG と図形」中の「LG」の文字も、LG 電子の商標「LG と図形」の「LG」の文字も、共に識別性を有し、商標の要

部を構成していると判断している様に見受けられる。

然し、両者ともこの「LG」の文字自体には、商標局の審査準則に示すとおり、商標としての識別性を有しないので専用権は生じないとすれば、両者間に抵触関係はなくなるようにも考えられる。

両商標の構成要素としての「LG」の文字を、商標局の「商標審査準則」との関係に於いて、どのように判断するのか、最高人民法院の判断がまたれるところである。

2) 藍光電梯の商標「LG と図形」の登録は1991年である。

LG 電子は、同社の商標「LG と図形」は、中国でエレベーターに広く使用されており、商標局の「重点商標」に認定されていると主張しているが、何年から使用され需用者に何時から周知されるようになり、何時商標局の「重点商標」に認定されたか明らかにされていない。

これらの点も明かにされ、藍光電梯の商標「LG と図形」の登録との関係が判断されなければならないと考えられる。

商標評審委員会がどのように判断するか、最高人民法院それをどう判断するか、興味のあるところである。

B. 「統一」vs. 「統士」事件

1. 北京市第一中級人民法院 一中行初字第 166 号

原告：龍霸会社

被告：商標評審委員会

関係人（異議申立人）：帝王会社

事件：商標登録拒絶不服申立事件

判決：2003年9月18日

2. 事件の概要

商標局における手続

出願商標



1) 出願人（原告）：龍霸会社

出願商標

出願商標：統士/TONGSHI

出願日：1998年8月

指定商品：潤滑油

公 告：2000年

2) 議申立人：帝王会社

引用商標：統一 及び Monarch

出願日：1995年

指定商品：潤滑油

1995年北京市著名商標として認定され、その後2000年に中国著名商標として認定されている。

登録商標



登録商標

Monarch

使用態様



3) 商標局の決定

統士 / TONGSHI と統一 及び Monarch とは非類似

商標評審委員会における再審査（帝王会社の請求による）

商標評審委員会の裁定：

統士/TONGSHI と統一 及び Monarch とは類似する。

理由：

a) 異議申立人の商標「統一」及び「Monarch」は北京市著名商標として認定されている。

b) 出願人は、嘗て同人の「龍霸 LONGBA」潤滑油製品の包装を異議申立人の商標「統一」の商品の包装と類似する包装としたことで、行政処罰を受けたことがある。従って出願人がその商標に「統」の頭文字を用いることには、異議申立人の商標を模倣する意図がある。

c) 出願商標「統士/TONGSHI」の主たる識別性を有する部分は「統士」にあり、ピンイン (TONGSHI) 及び装飾用枠図形は補助的な機能を果たすに過ぎない。

d) 出願商標「統士/TONGSHI」は、異議申立人が商標「統一」及び「Monarch」を組み合わせ使用している態様と、その配列の組合せ及び全体の特徴に於いて類似する。

e) 出願人のライセンシーである中国統一会社の広告の文言「真正の統一 人士が経営している」及び「中石新世紀統一新製品」は、消費者に出願人の商標を、

異議申立人の商標と関連付けて認識させ、混同の可能性を高めている。

f) 出願人は、出願商標が、異議申立人の商標と区別され、消費者に混同を生じさせないということを証明できなかった。

この商標評審委員会の裁定に対し、出願人龍覇会社(原告)は、北京市第一中級人民法院に提訴した。

3. 北京市第一中級人民法院の判決要旨

1) 商標評審委員会は商標類似判断の手法について誤りを侵している。

a) 商標法第28条は、出願商標が他人の先出願・先登録商標と同一または類似するときは、商標局はこれを拒絶する旨定めている。

商標の類似を判断するときは、出願商標と他人の先出願・先登録商標とを対比すべきであって、他人が実際に使用しているが登録されていない商標と対比してはならない。

異議申立人が使用している「統一 Monarch」商標は、登録されていないから、一般的に、後出願の商標に対抗することは出来ない。

b) 商標法第31条は「他人が既に使用して一定の影響を持つ商標を、不正な手段を以て先に登録してはならない」旨を定める。

異議申立人は、「統一 Monarch」商標が一定の影響を持つ商標で有ることを証明していないから、これを著名な商標と認定したことには、事実認定の根拠がない。従って、その認定に基づいて出願商標と比較したことには法律上の根拠がない。

c) 商標が類似するかどうかを判断するとき、商標の文字及び図形が消費者を混同させやすいかどうかを、基準とすべきであって、商標出願人の主観的悪意を考慮すべきではない。

従って、出願人の広告用語が公衆に与える影響も、商標類似判断の参考要素としてはならない。

2) 出願商標は、異議申立人の商標「統一」に類似する。

a) 出願商標は、二つの部分、即ち中国語「統士」プラス装飾枠の部分(以下漢字部分という)とピンイン部分(TONGSHI)で構成されているが、「統一」は漢字部分のみで構成されているので、両者は構成形式に於いて区別される。然し、中国の一般消費者は、漢字がピンインよりも容易に識別、記憶できるので、漢字

部分に多くの注意を払う。

b) 漢字部分「統士」と「統一」とは、共に頭文字は「統」であり、「士」と「一」とは筆筋の差が少ない。しかも、両者とも外側に長方形の装飾用枠を有するので、一般消費者は「士」と「一」との差異を見逃させる可能性がある。

c) 異議申立人の「統一」商標は、「統士 TONGSHI」の出願前既に北京市著名商標と認定されており、潤滑油業界に於いて相当な知名度を有し、関連消費者の中で一定の影響力がある。従って、関連公衆に「統士」を「統一」と何らかの関連があると誤認させやすい。

d) 「統一」商標がピンインを有しなくても、「統士 TONGSHI」の主要部分「統士」は、「統一」に類似するので、「統士 TONGSHI」は「統一」に類似すると認定すべきである。

e) 両者の指定商品は、ともに「潤滑油」で有るから、「統士 TONGSHI」商標は商標法第28条に該当し、出願を却下すべきである。

4. 評釈

1) 北京市第一中級人民法院は、商標評審委員会の再審査に示された判断理由について、商標法第28条(日本商標法の4条1項11号に相当する)の審査に於いて、出願商標を対比すべき他人の先願・先登録商標とは、実際に出願され、登録されている態様における商標を意味し、それら他人の商標が市場で使用されている態様における商標ではないと判示している。

また、他人の商標が実際に使用されていて一定の影響力を持つに至っているときは、第31条(日本商標法の4条1項11号に相当する)により審査すべしと判示している。

これらの判断は、実務上の参考とすべきものと考えられる。

2) 北京市第一中級人民法院は、漢字とピンインとの組合せになる商標は、漢字部分が消費者の注意をよりよく引きつけるから、漢字部分がその商標の主たる要部をなすとの判断を示している。

また漢字商標相互間に於いては、両商標のそれぞれの発音、観念よりも、両商標の外観にかなりの重点を置いて、審査すべきことを示唆している。

商標類似判断の参考とすべきであると考えられる。

3) 北京市第一中級人民法院は、出願商標を他人の先

願・先登録商標と対比するとき、出願商標採択の意図（出願人の悪意・不正の意図）は、考慮すべきでないとしている。

然し出願商標を商標法第28条により登録すべきか否かの判断に於いては、消費者が他人の先願・先登録商標と混同するか否かを判断し、その際出願人の当該商標採択における悪意乃至不正の意図を採択すべきであるとしている。留意すべき判断であるとする。

Ⅲ. 中国における商標の類否判断基準

1. 前記「中国商標制度概観 2. 審査」欄において紹介したように中国では審査主義を採用している。

商標登録出願は、方式、登録適格、既に登録されている商標若しくは既に登録の仮許可を受けている商標との抵触等の登録要件について審査される。

上記登録要件のうちの「既に登録されている商標若しくは既に登録の仮許可を受けている商標との抵触」について紹介する。

この要件に関し、商標法第28条・第29条は、「登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。」「2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩審定をし公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩審定し公告し、他方の出願は拒絶する。」旨規定している。

上記登録要件の審査は、上記商標法第28条・第29条に従って行われる。

商標局は、商標法第28条・第29条の運用に当たって、商標法実施条例、条文解釈等に基づく。

しかし、商標局の裁量があまりにも程度を越えると、その弊害が顕著になり、国民の利益が害されるようなことになりかねない。

そこで商標局では、このような弊害を防止し、商標法を円滑に運用し、審査の適正と迅速化を期する為に商標審査準則、外国語商標の審査準則等を作成し、商標法の運用を行っている。

以下、商標の類否判断に関する「商標審査準則」等を紹介する。

2. 「商標審査準則」等（紙面の都合上、例示部分等一部を省略する。）

『「商標審査準則」（1994年12月）』

商標の同一、類似の審査に関し、

「商標の出願が公告されるか、却下されるか、を判断するのは、当該商標の指定商品が引用商標の指定商品と同一又は類似であるか、更に、商標の全体構成、発音及び意味において両商標が同一又は類似であるか、による。」

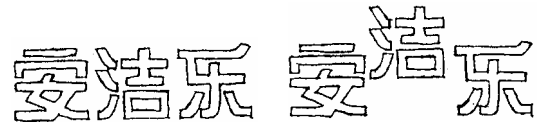
「審査を行うとき、審査官は商品（役務）の機能、使用目的、材料、販売経路、対象消費者等を比べながら、「同一商品」（例えば、服とジャケットは同一商品）、「類似商品」（例えば、ジャケットとコートは類似商品）、「同一商標」、「類似商標」であるかどうか、結論を出す。」

（一）同一商標の審査

同一商標とは、商標の文字、図形若しくはその結合が、視覚上区別することができず、または、差異が極めて小さい商標である。

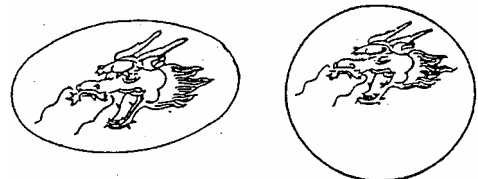
1. 同一の文字商標：同一の文字商標とは、同一種類の言語文字を使用するものであって、商標文字の字体、発音、意味が同一である商標である。

例：



2. 同一の図形商標：同一の図形商標とは、図形が、視覚上区別することができず、または、差異が極めて小さい商標である。

例：



3. 同一の結合商標：同一の結合商標とは、文字、図形若しくはその結合が、視覚上区別できず、または、差異が極めて小さい商標である。

例：




(二) 類似商標の審査

類似商標とは、商標に使用された文字、図形若しくはその結合が、発音、意味、若しくは全体構成上、消費者に混同を生じさせ易い商標である。

1. 類似の文字商標：類似の文字商標とは、商標に使用された文字の発音、字体、意味、配列順序等が同一または類似であって、容易に混同を生じさせる商標である。

・ 同一種類の言語文字を使用している商標であって、商標文字の発音、意味が同一であるが、文字の字体が異なっている商標は、一般に類似商標である。

例： 五 福 

・ 商標の文字部分が異なっているが、発音が同一であり、字形が類似しかつ文字の意味が無く、消費者に混同を生じさせるおそれがある商標は、一般に類似商標である。

例：“多菱”与“多陵”

但し、商標文字の字形と意味が全然異なっており、直接観察すれば、消費者に混同を生じさせるおそれがない商標は、類似商標ではない。

例：“菁菁”与“晶晶”

商標に使用されている文字が同一言語文字であり、その意味が同一であり、同一の事物を指しているが、その発音と字形が同じではなく、商標の全体構成も大きな差異を有する場合は、一般に類似商標ではない。

例：“荷花”与“莲花”

・ 同一の文字で多数の発音を有する商標は、一般に類似商標である。

例： 

・ 三つ以上の文字で構成され、確定された意味を有さない商標であって、配列順序が同一であるか、又は配列順序が異なっても発音が類似し、字形が類似する商標は、一般に類似商標である。

例：“福尔达”与“福尔达佳”、“福 达尔”

・ 数字で構成される商標は数字が同一でかつ配列順序が同一又は字形が類似する場合には、類似商標である。



例：707 与 701、709； 909 与 606

・ 異なる文字で構成される数字商標は、意味が同一で

ある場合には、類似商標である。

例： 捌伍壹
八五一

2. 類似の図形商標：類似の図形商標とは、全体構成又は外観が類似しており、視覚上容易に混同を生じさせる商標である。

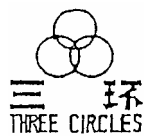
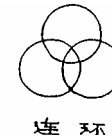
例： 

3. 類似の結合商標：類似の結合商標とは、商標の文字、図形が同一、類似であるか、又はその全体が類似しており、消費者に混同を生じさせ易い商標である。

・ 商標の文字が同一である場合には、その書き方又はその組合された図形に大きな差異があったとしても、類似商標である。

例： 
DA WANG

・ 商標の文字が異なっている場合であっても、図形が同一又は類似の場合には、類似商標である。

例： 
THREE CIRCLES 连 环

・ 商標の全体又はその主要部が類似する場合には、類似商標である。

例： Nantian  National

『「外国語商標の審査準則」(2001年12月)』

同一商標：文字商標の発音、観念及び字体が同一で、かつ視覚上区別できないものは同一商標とみなす。

類似商標：文字商標の発音、観念及び字形のうち、いずれか一つでも類似すれば、(原則として)類似商標と判断する。

1. 同種類言語文字であって、発音と観念が同一で、字体が同一ではない場合、類似商標である。

例： EXCELL EXCELL

観念同一でかつ唯一の場合には、発音と字体とが異

なっている場合、類似商標と判断する。

例: hippopotamus と RIVER HOUSE

しかし観念が完全に同一ではない場合には、類似にならない。

例: RABBIT と HARE ; EAGLE と HAWK

2. 中国語と外国語との通常意味が同一の場合、類似商標となる。

例: 皇冠 と CROWN ; YES (英語) と OUI (仏語)

3. 観念と字形ともに類似する場合、類似商標になる。

例: COMPETITION と COMPETITOR

4. 観念が異なる又は観念がない商標であって、発音及び/又は字形が類似し、誤認を生じさせやすい場合、類似商標になる。

例: DEKA と DEKO; FIBREX と FIBRE ;
CROCODILE と CAROGODEL

『「ピンイン商標と漢字商標との類似判断基準」(2001年)』

1. 漢字商標とその対応するピンイン商標とは一般的に類似商標にならない(例 A), 但し, 先登録商標が特定の意味を有し, 又は著名商標である場合を除く(例 B)。

例 A: **LONGHAN** 龙瀚
(先願) (後願)

龙汉 **LONGHAN**
(先願) (後願)

例 B: **耐克** **NAIKE**

2. ピンイン商標は、漢字とピンインの結合商標(対応しているか問わない)とは一般的に類似商標である。

例: **CHAOLONG** 朝 龙
chaolong

3. 先願商標がピンイン商標である場合、それと類似する後願ピンイン商標は一般的に類似商標と判断する。

例: **TONGMEI** **TONGMEN**

4. 漢字とピンインの結合商標は、漢字が異なり、ピンインが同一の結合商標とは類似商標にならない。

例: 美丽 美黎
MEILI **meili**

なお、商標局は、上記「商標審査準則」等の他に、「商標行政の法律を執行するにあたっての若干の問題に関する意見」(商標法や実施細則の解釈や判断基準を示すもので、各地方の工商行政管理局が職務執行の参考にする為のもの)等により、商標の類否判断に関し、商標法の運用を行っている。

以上

(原稿受領 2004.6.11)

読者の声

投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わるパテント編集委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などをEメールにてお寄せ下さい。

●宛先: 日本弁理士会広報課「読者の声」係 TEL 03-3519-2361 FAX 03-3581-9188

投稿原稿はこちら

✉ XBL03564@nifty.com

※500字程度で、氏名・年齢・職業・連絡先を明記のうえ、投稿ください。

※掲載の都合上一部を手直しすることがありますので予めご了承ください。